

防衛庁附属機関組織規程（昭和 29 年総理府令第 39 号）第 23 条の 4 第 2 項の規定に基き及び同条の規定を実施するため、教授会の組織及び運営に関する訓令を次のように定める。

昭和 30 年 9 月 7 日

防衛庁長官 砂 田 重 政

防衛大学校の教授会の組織及び運営に関する訓令

改正 昭和 49 年 4 月 9 日庁訓第 17 号附則 2

平成 17 年 3 月 28 日庁訓第 21 号

平成 19 年 3 月 30 日省訓第 28 号

（組織）

第 1 条 教授会は、防衛大学校長（以下「学校長」という。）、教官をもって充てる副校長、幹事及び教授をもって組織する。

2 学校長は、教授会の会議を招集し、その議長となる。

第 2 条 学校長は、必要があると認めるときは、教授会に前条第 1 項に規定する者以外の職員を加えることができる。

（分科会）

第 3 条 議長は、必要があると認めるときは、そのつど分科会を置き、所要の事項を審議させることができる。

（審議事項）

第 4 条 教授会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

（1）学生の教育に関する専門的事項

（2）学術の研究に関する専門的事項

（3）教授、准教授、講師及び助教の教育上及び研究上の資格に関する事項

（4）その他教育及び研究に関する専門的事項について、学校長の諮問する事項

（運営の細目）

第 5 条 この訓令に規定するもののほか、教授会の運営について必要な事項は学校長が定める。

附 則

1 この訓令は、昭和 30 年 9 月 7 日から施行する。

2 防衛大学校の教授会に関する訓令（昭和 29 年防衛庁訓令第 33 号）は、廃止する。

附 則（昭和 49 年 4 月 9 日庁訓第 17 号）（抄）

1 この訓令は、昭和 49 年 4 月 11 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日庁訓第 21 号）

- 1 この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日省訓第 28 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。